

September, 2016



## 日本国憲法改正

去る 7 月 10 日に行われた参議院選挙の結果、自民党・公明党その他の憲法改正に賛成する政党の勢力を加えた改憲勢力が、衆参両院で 3 分の 2 を超えました。改憲勢力各党の現有議席は、衆議院では自民 289、公明 35、おおさか維新の会 15 の合計 339 であり、衆議院定数 475 の 3 分の 2 を越えています。参議院ではまだホットニュースですが、自民 121、公明 25、おおさか維新の会 12、日本のことを大切に  
にする会 3、改憲賛成無所属議員 3 の合計 164 で、参議院定数 242 の 3 分の 2 を越えました。

このニュースは、参議院議員選挙のあと、報道各社が一斉にいろいろなタイトルをつけて報道しましたから、皆様の記憶にも焼き付いていることでしょう。

日本の憲法は、制定されてから 70 年、つまり、人の一生の年月が経過しましたが、一度も改正されておられません。世界的にも非常に珍しい現象といえます。

明治憲法は、憲法発布勅語で下記のように宣言され、不磨の大典と言われました。

朕国家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣栄トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大権ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

日本国憲法は、この例に倣ったわけではありませんが、不磨の大典の思想あるいはフィーリングが憲法にも流れているのかもしれませんが。このように、憲法は改正しないもの、あるいは、永遠にそのまま存続するもの、との考えがあったのでしょうか。現行憲法は、第 96 条が憲法改正についてその手続きを定め、最終判断を「国民に提案してその承認を経なければならない」として国民投票によると定めています。

この規定は、当然のことながら、不磨の大典のようなアンタッチャブルな思想とは相容れません。日本国憲法は、米国の影響下で制定されたと言われておりますが、アメリカ合衆国憲法は、戦後でも6度の改正を経ており、その影響下で制定された日本国憲法も当然社会情勢の変化に対応するべく改正が予定されていたのではないかと考えられます。

このように、日本国憲法は、制定当時は改正を予定していたと考えられますが、その後の政治状況が憲法をアンタッチャブルな法典に祭り上げてしまいました。だから、憲法96条の改正手続きとセットになるべき国民投票法（正式名称：日本国憲法の改正手続に関する法律）は、憲法が制定されてから60年以上経過した2007年にやっと国会を通過したのです。この間、憲法改正をしようとしても実際上できなかったのですから、立法府としての国会の怠慢の極みでありましょう。

ところで、選挙年齢が18歳に引き下げられ、参議院議員選挙が、フレッシュな有権者が参加して行われました。これは、公職選挙法の改正によっており、国民投票法とは別の法律による選挙年齢の引き下げです。

公職選挙法が選挙権を18歳に引き下げたわけですから、国民投票法も当然18歳以上の日本国民に、憲法改正に対する承認あるいはそれを拒否する権利を与えたと思われるでしょう。しかし、不思議なことに、平成30年6月20日までに行われる国民投票については、投票権者は20歳以上とされています。

憲法改正に意欲的な安倍総理はその任期中に憲法改正の発議をするでしょうから、そのときに決まる国民投票の日が平成30年6月20日以前であれば、18歳以上20歳未満の方々は投票権がないのです。国政選挙の選挙権を定める公職選挙法は平成27年6月に選挙権を18歳以上の日本国民と改正され、その実施は平成28年6月19日からとされました。改正から1年で実施されています。これに比べて、国民投票法は改正から実施まで4年もかけています。周知期間としては長すぎるでしょう。



この度実施された参議院選挙に比べて、違和感を持つ方も大勢おられるのではないのでしょうか。

ちなみに、裁判員は選挙人名簿から選ばれ、18歳以上の国民は裁判員資格がありますが、当分の間、20歳以上の者を選ぶことになっています。

さてさて、自民党は憲法改正草案を発表しております。ネット検索もできますから、興味のある方はご覧になるとよいかもしれません。筆者の印象では、その理念はともかく、あまりの文章の格調の低さに唖然とするばかりです。自民党にもう少し文才のある方が所属しているとよいと思いました。政治学者の御厨さんが評しておりましたが、どうせ日本国憲法の改正ができないのだから、適当な草案でお茶を濁していたのではないかと、このことです。

そろそろ、本題に入りましょう。現実味を帯びてきた憲法改正は、どのように行われるのでしょうか。また、どのような改正が議論されているのでしょうか。みなさんのもっとも関心の高い憲法9条（戦争の放棄、軍備および交戦権の否認）については、なかなかハードルが高そうです。公明党が9条の改正には反対の立場ですから、そもそも国会の発議要件の3分の2を憲法9条については充たしておりません。平和主義を標ぼうする公明党は、憲法全体について、改正ではなく加憲の標語を使っています。自民党の中にも、9条をストレートに改正することについては賛否両論があるように報道されています。それで、各党の抵抗が比較的少ない、環境権、非常事態対処等が、地ならしの役目をするようです。本筋をそらしているようですが、政治の現実はこのようなものかもしれません。

憲法96条が憲法の改正に関する条文で、つぎのように規定されています。

憲法96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

皆さんがよくご存じの国会の各議院の議員数3分の2以上の発議要件と呼ばれるも

のです。

ただし、憲法の改正審議は一般の法律の審議よりも重要事項と考えられていますから、この発議要件の前に憲法改正の原案を国会で審議するための発議要件も厳重になっています。国会法 68 条の 2 は、憲法改正案の原案を発議するには、衆議院議員 100 人以上、参議院議員 50 人以上の賛成を要することとしています。一般の議案の発議のためには衆議院議員 20 人以上、参議院議員 10 人以上の賛成が要件ですから、国会での議案の発議も要件が強化されています。ただ、この国会法 68 条の 2 が改正されたのが平成 19 年ですから、それまで国会は憲法改正の発議などあり得ないと考えていたのではないかと思います。平成 18 年 9 月に成立した第一次安倍内閣の意向が反映されているのかもしれませんが。

国会で憲法改正案の原案が発議されると、一般の法律の審査と同じように、各議院の議長は適当な委員会に付託することになります。それが憲法改正の場合には、憲法審査会になるわけです。憲法審査会は平成 19 年の国会法改正のときに憲法調査会の名称を改めて発足しました。しばらく鳴か



ず飛ばずでしたが、冒頭に述べたように、憲法改正の機運が熟すとともに、注目を集める委員会になりました。日本の国会は委員会主義（米国にならって国会の審議をまず各種の委員会で行い、その決議を経て本会議に上程するシステム）をとっているため、憲法審査会での審議が本会議の前提となるからです。よくテレビで放送される国会審議の様子はほとんどが委員会の様子ですが、皆さんは委員会が一般の傍聴を禁止しているのをご存知でしょうか。委員会主義をとって、実質的に委員会で法案の審議を行うにもかかわらず、それが傍聴禁止となって、国民の前に公開されていないことは由々しき事態だと私は考えます。

#### 国会法 第 52 条

- 1 委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。
- 2 委員会は、その決議により秘密会とすることができる。
- 3 委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

このような過程を経て、憲法改正原案が国会で最終的に 3 分の 2 以上の多数決で承認されると、国会が日本国民に対し、憲法改正の提案をしたものとみなされます。そして国民投票になるわけです。

国会法 第 68 条の 5

憲法改正原案について国会において最後の可決があつた場合には、その可決をもつて、国会が日本国憲法第 96 条第 1 項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案したものとす。この場合において、両議院の議長は、憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正案を官報に公示する。

国民投票の期日は国民投票法により、国会が最後の可決をした日から 60 日から 180 日の間で国会が定めます。国会にはこの他に、国民投票広報協議会が設置されます。これは憲法改正案について広く国民に知らせるための協議会で、国会議員が委員になります。

このような手続きを経て、もし国民投票の結果、憲法改正案についての賛成の投票数が投票総数の 2 分の 1 を超えた場合は、国民の承認があつたものとされます。そして改正された憲法は、憲法 96 条 2 項の規定により、国民の名で、天皇により公布されます。

憲法 第 96 条

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。